

令和2年度 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 宮崎支部
教育文化奨励金募集要項

1. 助成要件

(1) 助成の趣旨

この奨励は、「最終受益者は子どもたち」の理念を踏まえ、本県における児童・生徒が地域の伝統芸能等の継承活動に継続して取り組んでいる学校や地域をあげて学校教育支援の文化活動に取り組んでいるボランティアグループに対する支援を趣旨とする。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの

(3) 募集対象

児童・生徒が地域の方の指導により、各地域で保存・継承されている伝統芸能等の貴重な文化財の保護・継承活動に取り組んでいる学校、地域をあげて学校教育支援の文化活動に取り組んでいるボランティアグループ

- ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とする。
- ② 日教弘本部の教育文化助成と重複申請した場合は、選考対象外とする。
- ③ 本奨励金の執行は、原則として当該年度の1年間で完了することとする。

(4) 募集期間 令和2年4月1日（水）～ 令和2年5月29日（金）

(5) 応募方法

① 申請書作成・提出

ア 当会本支部ホームページ (<http://www.mkyoko.co.jp/>)（「宮崎教弘」で検索）を開き、「教育文化事業」にある「教育文化奨励金申請書」（様式1）及び「教育文化奨励金交付予算書」（様式2）をダウンロードすること。

イ 申請書に必要事項を記入し、当該学校の校長名・職印並びにグループ代表者名・印を押して郵送すること。

② 締切

令和2年5月29日（金） ※ 当日消印有効

〈個人情報の取り扱いについて〉

※ 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。

また、奨励が決定した場合、申請書に記入された奨励対象校名・ボランティアグループ名及び奨励対象テーマと奨励金額や取り組みの様子をホームページ、広報誌等で公表するがありますのでご了承ください。

2. 奨励金額

○ 1件（1校）あたり8万円以内

※ ただし、以下に記載した費用は**対象外**となるため、留意すること。

(1) 申請学校の職員の人件費及び謝金（共同者も含む）

※ 地域指導者への謝金・交通費等は可（奨励金額の概ね3割以内）

(2) 汎用性のある機器（例：パソコン、OAソフト<Word, Excel等>、コピー機、タブレット端末）等の購入費

※ 学校管理備品・教材備品等の購入は不可とする。

なお、伝統文化の継承活動等を推進するうえで、必要不可欠な備品を購入する必要が生じた場合は、2万円以内を認める。（宮崎支部に事前に相談すること）

(3) 組織等の一般管理費（例：上部組織への**分担金・負担金等**）

(4) 所属教職員の旅費

※ 所属教職員の出張旅費は学校配当予算を優先する。

ただし、学校配当予算で執行できない旅費で当該活動に必要な旅費については、奨励金額の**3割以内**を認める。なお、児童・生徒の移送に係る経費の執行については可とする。

- (5) レセプション参加費や懇親会等の飲食費
 - (6) その他伝承活動に直接関係がない講習会費、物品等
- ※ 原則として指導者の**大会参加費は不可**とする。
ただし、児童・生徒が伝統芸能の大会等に参加する場合の参加費は可とする。
- ※ 助成後、対象外費用を使用した場合や提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、戻入（返金）して頂くことになるので留意すること。

3. 選考

(1) 選考方法

- ① 日教弘宮崎支部公益事業選考委員会の選考後、支部長が対象学校・グループ等を決定する。
- ② 奨励の採否及び決定額を文書で各申請学校・グループ等に通知する。
 - ※ 採否の理由や決定額についての問い合わせには、回答できない旨を理解し申請すること。
 - ※ 「教育文化事業」に取り組む学校への奨励金の手交は、全職員の前で行い「学校説明会（10～15分程度）の開催が伴うことを理解し申請すること。
 - ※ 永年継続して「教育文化奨励金」を受けている学校・グループ等への奨励金は、申請額より減額される場合もあることを理解し、申請すること。（選考委員の意見聴取結果）

(2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性
 - ・ 申請事業が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性
 - ・ 申請事業が、奨励の趣旨と合致しているか。事業計画が十分に検討され、予算設定が適切にされているか。
- ③ 事業の必要性
 - ・ 時代や学校・地域の実態や課題、教育的ニーズを的確に把握しているか。
 - ・ 繼続的な活動で、社会的貢献度や当支部からの給付の必要性が高いものであるか。
(当支部が価値を認め評価するもの)
- ④ 事業の実現性
 - ・ 申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

4. 助成対象学校の義務等

- (1) 助成金執行上の義務
 - 申請書の内容に従って助成金を執行し、報告書に記載する内容が申請書の内容と整合性があること。
- (2) 報告書提出の義務
 - 活動終了後速やかに、「教育文化奨励に係る成果報告書」（様式3）及び「教育文化奨励会計報告書」（様式4）を提出すること。
(期限：できるだけ2月末日まで)

※ 助成金の執行に際しては、必ず領収書を取り、会計報告書に添付（写し可）すること。
なお、提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるよう「会学校研究助成会計報告書」（様式4）の下欄にある「注意書き」3点を厳守すること。

5. その他注意事項（次の点を了承のうえ申請すること）

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 万一、故意の虚偽記載があった場合や継承活動に問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、申請は受けつけられない。
- (3) 選考結果等の情報および採否の理由についての問い合わせには回答しない。
- (4) 奨励対象校等が、論文等により奨励事業の成果を発表する場合には、論文等に奨励金の交付を受けて行った活動の成果であることを必ず記載すること。
また、研究機関のホームページや広報誌において研究の成果を発表する場合も、その成果が公益財団法人日本教育公務員弘済会宮崎支部からの奨励を受けて行った研究の成果であることを表示すること。
なお、助成金で購入した物品等についても同様とすること。